

議事日程(第6号)

平成21年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第80号 権利の放棄について
- 日程第2 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第5 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 発議第5号 厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書
- 日程第12 発議第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書
- 日程第13 発議第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第80号 権利の放棄について
- 日程第2 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第5 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第7 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
 日程第8 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第9 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第10 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第11 発議第5号 厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書
 日程第12 発議第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書
 日程第13 発議第7号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
 日程第14 議員派遣の件について
 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君

産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。けさは大分冷え込んだようでございます。ひとつつきょうは最終日でございます。元気で頑張っていきたいと思えます。

それでは、只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第80号

日程第2. 議案第82号

日程第3. 議案第83号

日程第4. 議案第84号

日程第5. 議案第85号

日程第6. 議案第86号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第80号権利の放棄についてから、日程第6、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）まで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、総務環境常任委員長、産業建設常任委員長及び文教福祉常任副委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 8番。おはようございます。平成21年第4回高鍋町議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第83号、議案第85号、議案第86号中関係部分の3件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日・14日・15日に第1委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案に対する説明を求め慎重に審査を行いました。

議案第83号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明を受け、審査に入り、委員より、現在の町内業者数及び業務実態の質疑がありました。現在町内では一般廃棄物収集運搬業として24業者との答弁があり、このため業者区分の必要性があり、県内近隣町村と合わせた区分種類及び手数料の改正であるとの説明でした。

委員より、他町の許可業者が当町内で仕事の関連による業務ができるのかとの質疑に、高鍋町の区域許可が必要であるとの答弁でした。

委員より、空き缶回収のみの業者の取り扱いはどうかとの質疑があり、リサイクル用の

みであれば処分業者とはならないとの答弁でした。

条例の一部改正についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第 8 5 号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についての説明を受け、審査に入り、委員より、備蓄についての質疑があり、非常用食糧米 2, 1 0 0 食、飲料水（2 リットルもの） 1, 2 0 0 本ほか、毛布、マット、歯ブラシ等の備蓄であり、非常用米については、地震などの緊急時に炊き出しができなくなった場合の提供で、台風時の自主避難時は原則提供しないとの答弁でありました。

委員より、避難地区指定があるのかとの質疑があり、町民だれでも自主避難が可能であるとの答弁がありました。

委員より、このセンターで炊き出しは準備できるのかとの質疑に、炊き出しは健康づくりセンターなどを考えているとの答弁でした。

条例の制定についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第 8 6 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）の関係部分について説明を受け、審査に入りました。町民生活課関係、委員より、戸籍電算化システムについての問いに、現在の紙戸籍からデータ作成により、電算化された戸籍が 2 2 年 2 月から提供できるとの説明でありました。

唐木戸霊園の漏水調査について、委員より、完工の時期についての質疑があり、非常に細部の困難さが予想され来年になるのではないかと答弁がありました。

塵芥処理費の減額に対して、委員より質疑があり、原油高騰期によるごみ袋作成の予算が原油の価格低下による作成費用の減額になったということでした。

税務課関係。

固定資産評価システム業務委託の追加について、田・畑・山林の評価作業委託との説明を受け、委員より、他町村所有と隣り合わせの土地でも評価が違っているのかとの質疑があり、現在はそういうこともあり得る。そのための評価作業であるとの答弁でした。

総務課関係。

災害対策工事請負費、J-アラート受信機等設置工事の説明を受け、委員より、地区内の防災無線の受信とはつながらないのかとの質疑があり、アナログからデジタルへ移行しなければ直接現在のところはつながらないとの答弁でありました。

政策推進課関係。

活性化推進事業費の水源調査委託料についての説明を受け、委員より、企業誘致に対する水源調査の対象地は特定してあるのかとの質疑があり、具体的な話はこれからだが、その際は旭大合織の跡地が候補地と考えられるが、決定しているものではないとの答弁でありました。

委員より、スポーツ合宿について、合宿の経済効果はどれくらいかと質疑があり、5 0 人で 1 0 日の合宿としたとき 9 0 0 万円くらいの試算であるとの答弁でした。

地方バス路線維持費について、委員より、県内路線バスの廃止の話があるが、この4路線は大丈夫かとの問いがあり、今のところ4路線については廃止の話は上がっていないとの答弁でした。

議会事務局関係。

会議録編集業務委託料の増額について、臨時議会3回の会議録増によるものとの説明を受けました。委員より、会議録の作成の期間についての質疑があり、議会終了後2回の校正を経て翌議会の議会運営委員会招集の前くらいに完成するとの答弁でありました。

同議案について討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

以上、総務環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第83号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務環境常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 14番。おはようございます。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

.....

午後1時00分再開（この間、議長職権により会議録削除）

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業建設常任委員会委員長より付託議案の審査結果報告の途中であります。委員長よ

り審査結果報告をやり直したいとの申し出がありましたので、これを許可することにいたします。

なお、先ほどの委員長報告は会議録から削除することにいたします。

では、報告をお願いいたします。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第80号、議案第84号、議案第86号中関係部分につきまして、その審査の結果及び経過について御報告いたします。

審査の日程は、12月11日・14日・15日の3日間であります。第3委員会室にて、産業建設常任委員全員で、関係課長、農業委員会局長、職員の出席を求め審査を行いました。なお、中島～小丸出口線の現地調査を行いました。

議案第80号権利の放棄について、産業振興課の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、権利の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号により、法律等に定めがある場合を除き議会の議決を要することとなっているが、総会で先に決定されている。それはよいのか。運営していく上での金銭の流れはどうなっているのか。次に、債務発生の原因究明はなされているのか。また理事の報酬は幾らなのか。次に、高鍋からどのくらいの牛を預けていたのか等の質疑があり、詳細について審議するため、総会の議事録、議案の内容がわかる資料の提出を求めました。

産業振興課長より求めた資料の提出があった後、質疑について畜産公社の債務発生については、乳用子牛保育事業などの事業展開をしてきたが、酪農家の減少、預託牛頭数の大幅な減や近年の飼料価格高騰、枝肉価格並びに子牛価格低下等の影響により、平成20年度決算で1億3,649万1,000円の累積欠損額となったため、畜産公社の方向性についてのプロジェクトチーム及び検討委員会が平成20年11月から21年3月までの間に実施され清算の方向性とする。出資金は全額放棄する。起債償還は全額繰り上げ償還とする。繰り上げ償還の完了をもって脱退とすることが示されました。

この検討内容を平成21年6月16日に開催された畜産公社の第44回通常総会に、議案として上程され、その総会に出席した当町及び他の市町村から、この時期は各市町村とも議会開会中であり、首長が出席できないため、出席できる会議にて決定してくれ等の意見があったものの意見を取り入れないまま多数決により決定されました。

本町にあっては、平成13年に農家2戸による預託17頭を行ってまいりましたが、現在預託している農家はない状態であり、権利を放棄することに問題はないと判断したとの答弁がありました。

その後、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、政策推進課より説明を受けました。改正理由といたしまして、高鍋町の企業立地奨励については、3年間の固定資産税の課税免除しかなく、近隣の市町村では川南町と都農町が同様であるが、そのほかの市町村においては優遇措置が充実しているとのことで、企業が工場等の立地を計画す

る際に同レベルの候補地が複数あった場合には、企業への優遇措置が比較検討されるため、工場立地適地の少ない本町にとっては、有力な企業誘致の話を進める上でも重要な部分であり、今後の企業誘致を進める上から奨励措置の拡充を図るため改正を行いたいとの説明がありました。

主な改正点といたしまして、奨励措置を固定資産税の課税免除のみから8つの奨励措置を拡充するもので、特に人材育成助成金については、他の自治体措置にもない奨励措置であり、またコールセンター誘致を念頭に、通信関係の設置、使用に関する補助金を近隣市町村に先駆けて追加をしたとの説明を受けました。

改正後の優遇制度は、1、固定資産税の課税免除、2、雇用促進奨励金の交付、3、人材育成補助金の交付、4、工場等用地取得補助金の交付、5、工場等関連施設整備補助金の交付、6、通信回線使用料補助金の交付、7、通信回線設置費補助金の交付、8、オフィス賃借料の補助金の交付などがあります。

委員からの質疑で、企業誘致専用のパンフレットはできているのかに対して、今回の優遇制度を盛り込んだパンフレットをつくり、いろいろなところにPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、通信回線使用料補助金は何に基づいて出すのかという質疑に対し、1年間の実績に応じて申請する、との答弁でありました。

また、企業誘致を進めるために、町人会をつくり、積極的に誘致を推進していただきたいとの要望が委員から出されました。

その後、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分につきまして、産業振興課関係について産業振興課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、松くい虫防除委託事業費の減額について、なぜ減額したのか、に対して、松くい虫防除委託事業費の減額については、県の予算配分が減額されたことによる減額との答弁でありました。

次に、社団法人宮崎県畜産公社運営強化対策負担金について、市町村の意見を聞かず、畜産公社総会での決定は違法ではないのか、いつまでに支払えばよいのかとの質疑とあわせ、畜産公社の原因究明について、詳細を把握し審議するため、畜産公社の方向性についてのプロジェクトチーム及び検討委員会の議事録の提出を求めました。

産業振興課長より、県に問い合わせたところ検討委員会等の議事録はないものの、その内容を記した書類が送付されてきたので、その書類の提出後、委員の質疑について、社団法人宮崎県畜産公社運営強化対策負担金については、脱会の一つの条件となっている未償還負担金の一括返済分であり、納期については平成22年6月30日であることとの答弁でありました。

また、畜産公社の負担金について関連があるので、政策推進課長を参考人として委員会へ出席を求めるよう委員より提案があり、出席を求めました。

委員より、政策推進課長へ、負担金の納期が平成22年6月30日の払い込み期限であるが、今回の補正に計上する必要があるのかとの質問がありました。

政策推進課長より、期限が次年度までであるのであれば、今回の補正に計上する必要性はないとの答弁がありました。

次に、尾鈴土地改良事業費報償費内容はどのようなものかとの質疑に対し、尾鈴土地改良事業費の報償費については、需用費にて農薬等の購入費を計上していたが、国より認められないとの回答を受けたため、実証圃場の報償費に組み替えるとの答弁がありました。

次に、森林整備加速化・林業再生事業費補助金はどのようなものかとの質疑に対し、有限会社皆川ドライウッドに高温乾燥機2台、中温乾燥機1台を設置するものとの答弁がありました。

次に、マリンスポーツ環境整備工事について、町にメリットがあるのかとの質疑に対し、マリンスポーツ整備工事については、観光事業の一つとしてサーフィン大会等の誘致につながる旨との答弁がありました。

次に、建設管理課関係であります。

歳出の主なものといたしまして、土木総務費は、職員が平成21年11月1日付異動により、1名増に伴う人件費の増との説明を受けました。

次に、東九州自動車道対策費では、平成22年9月開通に向けPR・広報活動を行うため、九州自動車道のサービスエリアで、商工会議所、JA児湯の協力を得て、地元製品の販売を通じて開通のPRを行うための旅費等の経費との説明を受けました。時期は3月上旬ごろ、場所は広川、基山、古賀のどこかに予定しているとのことでした。

次に、町単独道路改良費で、権現前・茂広毛線改良工事において、当初県道との交差点について、取り付け道路の位置づけで、高鍋土木事務所、高鍋警察署との協議を進めていたが、警察署より詳細について県警本部と協議してほしいとの話があり、協議したところ、交差点協議が必要とのことで、そのため交差点の詳細設計が必要なことから、今回工事請負費から委託料に組み替えて行うものとの説明がありました。

次に、地域活力基盤創造交付金事業で、補助事業であります地域活力基盤創造交付金事業において、国の来年度予算において30%削減されるとの報告が県からあり、現在この事業において整備している3路線において、来年度要望は2路線で要望してほしいとの話がありました。

なお、削減による来年度影響を受ける分については、今年度補正予算で措置できるとのことでしたので、来年度で事業完了を予定しているとの説明がありました。

中島～小丸出口線について、今回、来年度予算分を前倒しして補正に上げたところであり、なお、今回の補正分について、今年度内の事業完了は無理であり、この点についての県との協議で繰り越すことで了承を得ており、繰越明許費を設定し、あわせて、現在整備している3路線の事業の調整を行うものとの説明がありました。

次に、上下水道課より、歳出の主なものといたしまして、公共下水道費、下水道事業特

別会計繰出金80万2,000円、内容は浄化センターの修繕費との説明がありました。

次に、農業委員会関係では、平成21年度の補助事業等の決定に伴う事業予算の調整で、全体では5万7,000円の減額になるとの説明に対し、委員より賃金についての質問がありました。事務局から歳入が増加したため、一般財源との調整を行ったとの答弁がありました。

その後、採決に入り、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分については、委員全員賛成で可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後1時20分休憩

午後1時58分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業建設常任委員長の報告の中で、報告にそごするところがあるということで、議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村。御苦労さまでございます。御報告申し上げます。

只今の産業建設常任委員長の審査結果報告において、議案第86号中関係部分について、県畜産公社運営強化対策負担金については既に訂正をされており、付託議案には含まれないので委員長報告から削除すべきではないかとの意見と、訂正前に審査を行っており経過については報告すべきではとの意見があり、協議をいたしました結果、既に議案の中から削除されており報告すべきでないとの意見で、出席委員の全員の意見の一致を見たところであります。

御報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 私が報告いたしました社団法人宮崎県畜産公社運営強化対策負担金についての下りは、報告を削除をさせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

議案第80号権利の放棄について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

委員長の報告の中に意見が出なかったのか、出たのかわからないような内容ですので、この畜産公社ですね、宮崎県畜産公社の解散については質疑があったのでしょうか。そのことについての議論がなされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

なぜ解散のことを申し上げるかということ、経営上、大変行き詰まっているという報告が

質疑の報告の中であっているようなんですけれども、そんなに非常に大変な事業を行う上で、解散をしないで本当に継続して、この事業が果たしてできるんだろうかというところが非常に疑問点に思われますので、総会の中の会議録をとっていただいたということですので、その会議録の中にも含めてこの解散についての議論があったのかどうかというところを、どういうふうに審査をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 解散の審査はありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第84号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。1点だけ伺いたいと思います。

尾鈴土地改良事業費の報償費18万幾らですかね、委員長報告によると、国が認めなかったから実証圃場費の農薬に組み替えたということですが、本町抛出の一般会計からの繰り出しであって、なぜ国が認めないということになったのか、報告の中では理由が述べられておりませんので、そこをお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） そのことに関しては質疑がありませんでした。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任副委員長の報告を求めます。副委員長、中村末子議員。

○文教福祉常任委員会副委員長（中村 末子君） 13番、中村末子。それでは、最後になりましたけれども、文教福祉常任委員会の報告を行いたいと思います。

平成21年第4回定例会で、文教福祉常任委員会に付託された案件は、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正と、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中、関係部分です。

第4委員会室で、岩崎委員長が検査入院のため欠席、4人での審査となりました。審査期日は12月11日から15日までです。その審査の経緯と結果の御報告をいたします。

議案第82号について、執行部からの説明を求めました。平成19年に町内者と町外利用者との差別化を図る目的で、一部改正されたフリーパス券は廃止されましたが、100万円程度の使用料が減額、利用者からの再度のフリーパス再開要望が多く出され、再度一部改正を提案されたとのことでした。

議員から、何人くらいの利用者がいるのか、また一部改正を行えば減少した利用者は戻ってくるのかとの問いに、18年に利用されていた町外者は35名でした。現在は回数券を利用してほぼ毎日の利用をされている状況です。元の利用者の回復は見込めないかもしれませんが、口コミでの町内・町外の新しい利用者増を目指している、との答弁でした。

議員から、プール利用については、インストラクターのアイデアなど利用者呼び込む工夫が必要だと考えているとの意見に、努力するとの方向での答弁がなされました。

まとめに入り、全員賛成、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号中関係部分については、主な部分についてのみ御報告させていただきたいと思います。

社会教育課関係では、歳入部分で、寄附金350万円について団体・個人寄附であること、150万円は石井十次顕彰会への寄附、200万円は総合運動公園に夜間照明設置を目的とする寄附であること、成人者の各種大会の九州大会、全国大会補助について説明がなされました。

委員より、寄附金について説明を求めたいとの意見があり、石井十次顕彰会分については報告がなされましたけれども、200万円については個人匿名寄附でお願いしたいとの答弁でした。

教育総務課関係では、インフルエンザ予防のための手指消毒薬品を購入したことによる医薬材料費不足が生じないための予算措置、児童生徒の各種大会の九州大会など参加する引率者生徒の費用負担補助との説明がなされました。

委員より、インフルエンザによる学級閉鎖基準はとの問いに、クラスの1割以上の生徒の発症で判断しているとの答弁を受けました。

健康福祉課部分では、金額が多い主な部分として、老人措置費中、扶助費は、老人ホーム入所者が新たに2名、また2名の入所予想があることによる増額、生活保護者の方の心臓手術などに係る医療費助成が国2分の1、県4分の1、町4分の1負担で行われること。児童福祉では、政権交代による子育て応援特別手当廃止による交付金などの減額がある一方で、国の安心こども基金から100%負担による地域子育て創生事業を利用し、NPO法人を支援する事業説明がありました。

委員より、どんなNPOなのか、また説明を聞いただけでは具体的な事業内容が理解できないがとの問いに、資料をもとに説明がなされました。

保育園の未満児が多く入所したことによる民間保育園への委託料増加、公立保育園では本庁勤務など人事再編による民間委託への過渡期にあるため、臨時職員などの費用が増加するものとの説明がなされました。

まとめに入り、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で文教福祉常任副委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。ちなみに何対何で可決されたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副委員長。

○文教福祉常任委員会副委員長（中村 末子君） 答弁いたします。

一応委員が3名ですので、委員長を除く採決の際に2対1で可決をされました。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。説明があったかと思うんですけど、子育て応援特別手当ですね、これは国の方針によって停止になったということですけども、当初予算に組んでおられたわけですね。それでそのうちに執行されておる部分、科目ちゅうますかね、そういう項目はなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副委員長。

○文教福祉常任委員会副委員長（中村 末子君） お答えいたします。

まず、そのことについて質疑を行いました結果、担当課の説明によれば、事務費など総合して行っておりますので、そのために特別出費したということはありませんので、全額、今度の議会で落としたいということの説明がございました。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 使用された部分があるということですね。使った部分があるちゅうことですね、ほかの科目で。しかし、使用はなかったということですか。

○議長（後藤 隆夫） 副委員長。

○文教福祉常任委員会副委員長（中村 末子君） 副委員長。そういうことではなく、あのときには子育て応援特別手当だけでなく、定額給付金の支給も一緒に提案されておりました、その部分とあわせての仕様書作成、システムなどの対応はしていないために、その費用を使っていないと判断をしたというふうな報告でございました。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で文教福祉常任副委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長、産業建設常任委員長及び文教福祉常任副委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第80号権利の放棄について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第80号権利の放棄については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を起立によって採決いたします。（「議長いいですか。ちょっと発言をしたいですけど」と呼ぶ者あり）5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 文教副委員長のこの先ほどの報告ですね、報告の中で、岩崎議員が欠席をされたということで、特別委員会も欠席されているわけですね。欠席している議員が採決に加わっていいものかどうかと私は思いますが、どのように思いますかね。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後2時18分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

先ほど水町議員から、審査のしていない議員は採決に加われるのかという御意見がありました。それに対していろいろ調べましたが、事務局長のほうから若干説明をさせますので、お願いをいたします。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） 答えになるかちょっとわかりませんが、そういうことを想定した文献がちょっと見当たらないことは事実でございますけれども、県の議長のほうに確認しましたところ、本会議主義をとっているのです、本会議において参加することはもう当然議員としての義務であって、あくまでも委員会は付託された部分だけのことであって、あくまでも本会議主義をとっているということで、議員としての何と申しますか、採決に加わる義務と申しますか、そういうものがあるというようなこと、ちょっと理由になりませんが、参考になりませんが、

○5番（水町 茂君） いやだから、その審査はしていないわけでしょう。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） だからそういう分については、除籍とかいろんな理由があって、その審査に出られなかった者については当然そういう部分があると思いますけれども、今回の場合は病気ということで、議案も当然配付されておりますし。

○5番（水町 茂君）ということは、別にその委員会には出席しなくてもいいちゅうことですね。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） いやいやそういうような、たまたま病気ということが前提、病気が前提ということだけですね。

○5番（水町 茂君） いやいや病気とかそういうことは理由にならんとですよ、これは。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） 表決に加わることはできるということですので……。

○5番（水町 茂君） わかりました。私が言ったそういうことでいいちゅうことですね。（「発言を求めていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。今、水町議員から御指摘を受けたことについて、私も実はこのことについては迷いました。先輩議員などに相談して、私が判断をしていいのかということについてお伺いしたところ、資料を見ながら自分の判断で本会議の中で判断すればいいのではという御指導を受けたために、きょう判断しております。

以上、勝手ながら御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） それでは、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を起立によって採決をします。本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は副委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第 8 3 号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 4 号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 4 号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 5 号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 5 号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 6 号を起立によって採決をいたします。本案に対する総務環境常任委員長、産業建設常任委員長及び文教福祉常任副委員長の報告は可決であります。本案は、総務環境常任委員長、産業建設常任委員長及び文教福祉常任副委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数と認めます。したがって、議案第 8 6 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）については、総務環境常任委員長、産業建設常任委員長及び文教福祉常任副委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第81号

日程第8. 議案第87号

日程第9. 議案第88号

日程第10. 議案第89号

○議長（後藤 隆夫） 日程第7、議案第81号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正から、日程第10、議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。特別委員会に審査を付託されました4議案につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は、12月9日から11日の3日間であります。第3会議室におきまして、議長を除く特別委員会委員、9日の日が病欠が2名、忌引1名、3名の欠席でありました。残りの委員全員で担当課長並びに関係職員の詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第81号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正についてであります。

まず、この基金条例の設置目的について、保険給付費の支払い財源が不足した場合に、その財源に充てるための基金を設置するために制定したものであるとの説明がありました。

今回の改正は、第2条で、基金の上限額を定めているがその算定に平成22年度で精算が終了する旧老人保健制度拠出金が増えられているため削除するもの、第3条は、宮崎県国民健康保険診療報酬支払融資基金規則の廃止に伴い、第2項全文を削除するということでもあります。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の保険料は、7月に確定した平成21年度保険料について、特別徴収から普通徴収への変更希望者が少なかったことなどによる、賦課実績に基づく特別徴収保険料の増額及び普通徴収保険料の減額、滞納繰越分は平成20年度分保険料で、出納閉鎖後に収納したもの、繰入金は平成20年度の後期高齢者医療費の確定に伴う医療給付費負担金の増額、繰越金は平成20年度決算に伴うものであるが、一部滞納があったために減額をするものであります。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料確定に伴う納付金の減額、及び平成20年度医療費確定に伴う医療給付費の増額であります。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号平成 21 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正は、9 月補正以降に発生した浄化センターの機器の故障による修繕料で、浄化センターの運転に支障があるものを計上されたものであります。

委員より、雑入の下水道使用者協力金の質疑に対し、認可区域外の方からの接続であり、受益者相当分を使用者協力金としていただいたものであるとの答弁がございました。

また、役場西側の道路には下水道は布設されているのかの問いに、現在は布設されていないが、県道の黒谷交差点の改良があるので、それにあわせ施工の考えである、との答弁でした。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号平成 21 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

歳入の繰入金のうち、職員給与費等繰入金は退職手当負担金、事務費繰入金は介護認定システム料、レーザープリンターの買いかえに伴う繰入金であります。

歳出の総務費、負担金補助及び交付金は退職手当負担金の率のアップによる増額、介護認定審査会備品購入費は介護認定システム料レーザープリンターの買いかえ、保険給付費、居宅介護サービス給付費は、前年度に比べて要介護認定者数の増加により居宅サービス利用者数が増加したことによる給付費の増、施設介護サービスは全体の収支を調整するために減額をしたもの、審査支払い手数料は居宅介護サービスの利用件数が増加したことによるものと説明がございました。

委員から、退職手当負担金の補正要因はに対し、退職手当負担金については、退職者数を見込んで算出された金額に対して、各会計の職員数に応じて計上しております。当初予算編成時の総職員数が 190 名から 175 名に減少したため、今回補正をお願いするものであるとの答弁がございました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

これから 1 議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 81 号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 1 号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号平成 2 1 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 7 号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 7 号平成 2 1 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号平成 2 1 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 8 号を起立によって採決をします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 8 号平成 2 1 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 9 号平成 2 1 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 9 号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第 8 9 号平成 2 1 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 1. 発議第 5 号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、発議第5号厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、永谷政幸議員。

○15番（永谷 政幸君） 15番。それでは、発議第5号厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員永谷政幸、賛成者、大庭隆昭議員、黒木正建議員、水町茂議員、春成勇議員であります。

内容を読み上げ、提案理由といたします。

厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材は、低炭素社会実現の主役として強い期待が寄せられている。しかしながら、今回の100年に一度とも言われる世界的な経済危機は、我が国経済に深刻な影響を与え、特に木材需要の急激な縮小とその価格の急落は、地域の木材生産・加工・流通体制にかつてない甚大な混乱をもたらし、経営基盤が脆弱な森林・林業・木材産業をさらに危機的な状況に陥れている。

特に本県は、スギの生産量が18年連続して全国一となるなど全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられる立場にあり、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機に立たされている。よって、国におかれては、厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を図り、山村を再生させるため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、国産材価格の長引く低迷と昨今の急落を踏まえ、木材価格安定基金を創設するとともに、生産流通経費の一部助成等の措置を講じること。また、価格や需給の状況に応じ国有林の木材生産量の抑制等を行う調整機能を整備すること。

2、森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保を図ること。また、木材の炭素固定機能に着目した税制上の措置（いわゆるカーボンストック減税）を行うなど、森林経営対策を推進すること。

3、地球温暖化防止機能に着目した住宅・土木用資材及び建築物への利用を促進すること。また、木質バイオマス利用施策の推進による国産材需要の拡大とその安定的な生産・加工・流通体制を整備すること。

4、国産材価格が安定しない中、森林組合等の林業事業者が施業受託後に出荷を保留せざるを得ない間の金利負担を軽減する無利子貸付基金を創設すること。また、林業事業者が年間を通じて事業量を確保できる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月17日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、

農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、発議第5号厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第6号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第12、発議第6号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。遅くまで御苦労さまでございます。発議第6号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書について、提出者、中村末子、賛成者、池田堯、山本隆俊、柏木忠典の議員でございます。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

この経済不況の中、国保加入世帯の所得は200万円を切る世帯が多くあり、国保税滞納世帯が10%に迫る勢いです。払いたくても払えず、短期保険証を発行などを図り、医療を受けられない世帯を出さないよう自治体徴収業務も限界を迎えようとしています。

国は、1961年の国保制度確立から平成21年度まで何回となく地方自治体への国庫補助金の削減を行い、当初の45%から38%まで落ち込んでいます。高鍋町では、予防政策を強化し、1人当たりの医療費は県下でも少ない位置に属していますが、国保税は上位のほうにある不思議な現象が出ております。基金も枯渇し、このままでは高鍋町の国保税は高くなり、住民負担に押しつぶされそうです。

地方自治体の財政も三位一体の改革などで国保税へその資金を投入することは厳しい状況です。国においては、世界に誇る国保制度を維持し、WHOの評価を受けられる制度維持のために、国庫負担を1984年当時の医療費総額の45%に戻すことを求めたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月17日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、発議第6号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第7号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第13、発議第7号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1番、緒方直樹議員。

○1番（緒方 直樹君） 1番。発議第7号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、提出者、高鍋町議会議員緒方直樹、賛成者、高鍋町議会議員徳久信義、矢野友子、時任伸一、八代輝幸であります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、1、多重債務相談窓口の拡充、2、セーフティネット貸付の充実、3、ヤミ金融の撲滅、4、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破たんなどに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1、改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成21年12月17日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣、最後に消費者庁長官。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第7号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣の件について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり、決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第15. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第16. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第16、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含む次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第17. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第17、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成21年第4回高鍋町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員